

Title	近代日本の都市庶民金融： 学生利用の実態とオーラル・ヒストリーからの検討
Sub Title	Finance for common people in modern Japan : focusing on fact of student's use and oral history
Author	三科, 仁伸(Mishina, Masanobu)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2016
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.33, (2016.) ,p.259- 281
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート 挿図
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20160000-0259

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本の都市庶民金融

——学生利用の実態とオーラル・ヒストリーからの検討——

三科 仁伸

はじめに

近代日本の庶民金融機関の一つに、質屋がある。この質屋金融に関して、横山源之助『日本の下層社会』は、「国家に銀行あり、貧民に質屋あり⁽¹⁾」と評している。また、前田繁一『庶民金融』は、無産階級者の質屋利用について、「質屋の厄介になつて漸く其日を稼ぎ、（中略）質屋に貢ぐ爲に働き、質屋の爲に泣かされる⁽²⁾」と記している。こうした見解は、質屋を監督した警察の側にも共有されており、静岡県警察部長（法学士）の岩井敬太郎は、「抑も質屋なる制度を銀行業以外に認むる所以のものは、救済事業即ち救貧事業の一種⁽³⁾」であると述べており、質屋金融を貧民向けの救済事業と捉えている。これは、質屋金融に関する研究の中でも同様

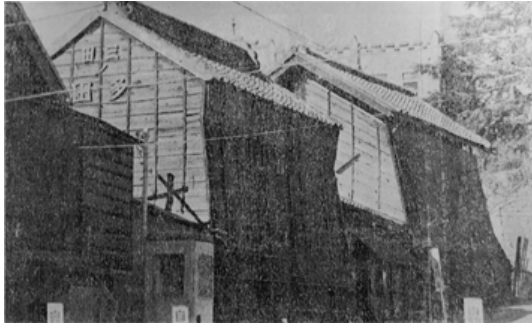


写真1 太田屋多田質店倉庫

典拠)『東京新聞』, 1972年3月29日。
後方に見えるのは、慶應義塾大学旧図書館の建物。

であり、例えば、渋谷隆一「庶民金融の展開と政策対応」は、「日本資本主義の構造的一環として質屋金融を位置づけ、その変容過程を資本主義の発展段階との関連」⁽⁴⁾から捉えることを課題とした。確かに、無産階級者の生活に密接し、彼らの生活資金を吸い上げるとする質屋像に適合する質屋が存在したことは事実である。しかしながら、こうした無産階級者を対象とした質屋の実態のみを以て、庶民金融機関たる質屋を評価することには、慎重になる必要があるのではないか。

筆者は、こうした問題意識のもと、共同研究として、東京市芝区にあった太田屋多田質店(以下、「多田質店」と称す)の分析を行った。⁽⁵⁾重田・三科「『質物台帳』からみたT質店の業態と顧客の質入れ行動」は、「質物台帳」の分析により、全体的な質入れ動向や、利用された質物の分析を行ったが、利用客の個別具体的な質入れ行動については、十分に明らかにできていない。杉山「戦前期東京における質屋業の統計的分析」が統計資料の分析結果から、「質屋が庶民金融機関として生活の一環となっていた」とする指摘を踏まえるならば、利用客の質入れ行動の実態を明らかにすることは、近代日本の都市生活における資金融通の一端を解明することに繋がるものである。また、その際には、多田質店は慶應義塾に隣接しているという地域的特性上、⁽⁶⁾職人や職工に比して学生の利用が多くみられるため、彼らを対象とした質入れ行動の分析を行う必要があると

考(7)
える。

以上のような問題意識に基づき、本稿では、大正期から昭和戦前期を対象として、多田質店の利用客の質入れ行動に関して、特に学生のそれを明らかにすることを課題とする。具体的には、第一に、先行研究の成果に基づきながら、多田質店の営業実態を明らかにする。第二に、一九二五年を対象として、学生を中心とした個別具体的な質入れ行動を検証する。第三に、多田質店経営者の親族に対する聞き取り調査の結果に基づき、多田質店の側から利用者の動向を検証する。こうしたオーラル・ヒストリーによる成果を用いることで、帳簿資料の分析結果を再検証することが可能となろう。

一、太田屋多田質店の営業実態

それでは、本稿で検討事例として扱う多田質店の営業実態を、先行研究の成果を踏まえて確認しておく。ここで、表1として、芝区の質屋概況を示し、図1として、多田質店の貸付口数を示す。次節で検討時期として設定する一九二五年の多田質店の貸付口数は八三五四口、総貸付金額は九万六八八円七三銭であることから、この時期は、両者ともに芝区の平均を大きく上回っている。こうした点から、多田質店は芝区内で比較規模の大きな質屋であったことがわかる。図1が示すように、多田質店の貸付口数は、一九三〇年代前半までは、芝区の一店当たりの平均を上回っていたが、これ以降は逆転している。そして、この時期から多田質店の貸付口数は減少傾向に転じている。一九三〇年代には、資金の効率性の低下による質屋経営悪化が発生しており、これにより芝区の一店当たりの平均も減少傾向にあったと考えられる。(8)

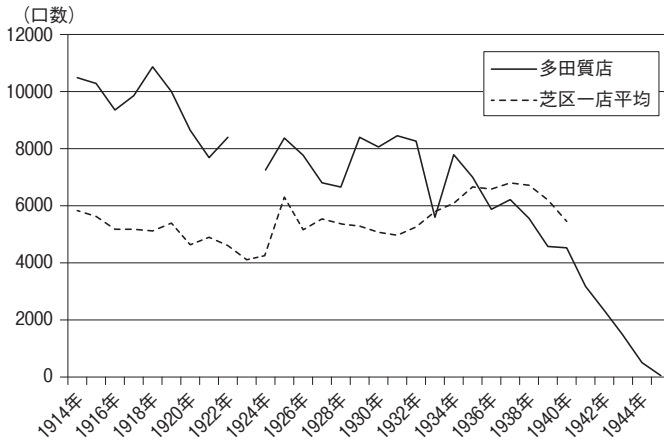
表1 芝区の質屋概況

	質屋数	新規貸付		1店平均貸付		1口平均 貸付金額
		口数(口)	金額(円)	口数(口)	金額(円)	
1914年	102	591,635	1,476,707	5,800	14,478	2.50
1915年	107	600,543	1,361,684	5,613	12,726	2.27
1916年	109	564,140	1,505,372	5,176	13,811	2.67
1917年	112	577,802	1,740,801	5,159	15,543	3.01
1918年	112	572,937	2,272,418	5,116	20,289	3.97
1919年	98	529,552	2,800,653	5,404	28,578	5.29
1920年	94	432,278	3,269,706	4,599	34,784	7.56
1921年	68	334,190	2,700,080	4,915	39,707	8.08
1922年	86	392,830	3,652,667	4,568	42,473	9.30
1923年	40	165,390	1,487,373	4,135	37,184	8.99
1924年	44	186,609	1,823,318	4,241	41,439	9.77
1925年	45	284,561	2,466,402	6,324	54,809	8.67
1926年	44	226,121	1,833,029	5,139	41,660	8.11
1927年	43	236,674	1,821,410	5,504	42,358	7.70
1928年	42	226,002	1,969,947	5,381	46,904	8.72
1929年	52	275,261	2,291,481	5,293	44,067	8.32
1930年	54	274,373	2,030,739	5,081	37,606	7.40
1931年	53	260,646	1,716,141	4,918	32,380	6.58
1932年	55	285,926	1,756,184	5,199	31,931	6.14
1933年	55	317,722	2,016,254	5,777	36,659	6.35
1934年	54	328,709	2,051,185	6,087	37,985	6.24
1935年	52	348,417	2,119,888	6,700	40,767	6.08
1936年	54	355,295	2,125,353	6,580	39,358	5.98
1937年	51	346,955	2,164,721	6,803	42,446	6.24
1938年	51	342,278	2,298,346	6,711	45,066	6.71
1939年	49	304,474	2,416,418	6,214	49,315	7.94
1940年	51	277,144	2,804,507	5,434	54,990	10.12

典拠) 東京市役所編纂兼発行『東京市統計年表』, 各年より作成。

註) 質屋数は, 年末現在のもの。

図1 多田質店貸付口数



典拠) 多田質店「質物台帳」, 各年: 東京市役所編纂兼発行『東京市統計年表』, 各年より作成。

註1) 各年の貸付け口数は「質物台帳」記載の最終取引番号による。

註2) 多田質店取引口数の1923年に関しては、史料欠落のため、不明。

こうした全体的な傾向を踏まえて、多田質店資料の内、「人名簿」等に記載された利用客の職業や居住地、新規登録時期の検討を行った加治屋「T質店利用者の分析」は、各年の新規登録者を五年ごとに分析した結果、一九一六年以降は学生の新規登録が突出していることを明らかにした。そして、一九二五年及び一九三五年の貸付金額と貸付口数は、共に学生に分類された利用客が最大であった。その一方で、各年の取引人数は職工が最も多いことから、ここに多田質店の特質を見出している。一九一五年・一九二五年・一九三五年の三ヶ年を対象として、「質物台帳」の分析を行った重田・三科、前掲論文は、衣類の質物利用が支配的であることを指摘した上で、徐々に洋装の質入れが行われるようになる過程を明らかにした。また、書籍の質入れが多くみられる要因として、学生による質入れ行動を指摘した。

ここで、多田質店の基本的な営業活動について

触れておく。多田質店の『質物台帳』の冒頭部分には、次のように記されている。⁽⁹⁾

一、質物流期ハ四ヶ月之事

但シ、物品ノ性質ニ依リ、質入主ト協議之上、別段之約束ヲ以テ此期限ヲ伸縮スルヲ得ベシ

一、火災盜難等ニ罹リ質物消滅シ又ハ紛失スル時ハ、質屋ハ貸金、質入主ハ物品、各自ノ損毛トス

鼠虫害班痕微生物変色等ハ、旧慣ニヨリ、質入主ノ損毛トス

一、質物出入時間 午前八時ヨリ午後「 」時迄トス

但シ、近火之節ハ、時間内ト雖トモ、質物出入ヲ致サズ

一、利子割合

貸金貳拾五錢以下ハ 一ヶ月 金一錢

同 金壹円 以下ハ 一ヶ月 百分ノ四

同 金五円 以下ハ 一ヶ月 百分ノ三

同 金拾円 以下ハ 一ヶ月 百分ノ二半

ここに記されているように、流質期限は四ヶ月と設定されており、これは東京市内の質屋の衣類に関する一般的な規定と同一である。⁽¹⁰⁾ また、質物が消失若しくは紛失した場合には、貸付金が返済されないことから、質物の保管は質屋にとって重要な事案であったといえる。利息に関しては、質屋取締法第九条の規定によるもので、これを年利換算すると、三〇パーセントから四八パーセントになる。

以上の点を前提として、次節以降で多田質店の利用実態を検討していく。

二、太田屋多田質店の利用実態

本節では、太田屋多田質店の利用実態について、利用客の質入れ行動の分析から検討していく。ここでは、重田・三科、前掲論文が分析した三時点の内、一九二五年の分析に利用した利用客の中から、利用期間及び職業階層の異なる四名を選び、一年間の利用実態を詳細に分析する。具体的には、多田質店が慶應義塾に隣接していたという立地的特性を考慮し、前年に利用登録を行った学生（E・Y）、当該時期に新規利用登録を行った学生（N・Y）、利用登録時は学生でありその後も継続して利用したものの（K・I）、就職後に利用登録を行ったものの（M・T）を取り上げる。なお、こうした分析を行う場合、一月から二月を一ケ年として分析することが一般的であるが、年末に集中的な利用がみられる質屋金融の特殊事情に留意し、一九二四年九月から一九二五年八月までの一二ヶ月を単位として分析を行う。⁽¹²⁾

(一) E・Yの場合

E・Y（芝区本町居住）は、一九二三年二月一日に利用登録を行っていることから、当該期間には、一定期間の取引実績のある慶應義塾の学生であることが確認できる。図2として、一九二四年九月から一九二五年八月に至る、彼の質入れ行動を示す。図2によると、当該期間の質入れ口数は二五口で、貸付金額の合計は三三九円である。即ち、一口平均は一三円五六銭となる。これらの取引は流質となることはなく、一九二五年

図2 E・Y質入れ行動（1924年9月－1925年8月質入分）

番号 金額	1924年												1925年																																			
	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下						
1: 3.00																																																
2: 10.00																																																
3: 15.00																																																
4: 20.00																																																
5: 13.00																																																
6: 6.00																																																
7: 8.00																																																
8: 5.00																																																
9: 5.00																																																
10: 5.00																																																
11: 5.00																																																
12: 5.00																																																
13: 35.00																																																
14: 5.00																																																
15: 4.00																																																
16: 30.00																																																
17: 35.00																																																
18: 6.00																																																
19: 6.00																																																
20: 32.00																																																
21: 12.00																																																
22: 20.00																																																
23: 7.00																																																
24: 13.00																																																
25: 34.00																																																

典拠) 多田質店資料「質物台帳 第六号 大正十三年」。K1600242-18:「質物台帳 第七号 大正十四年」, K1600242-19より作成。

註1) 表中の黒塗りが質入れ期間を示し、左端の数値が質入れ日、右端の数値が受戻し(表中の「受」)／流質(同,「流」)日、中間の数値が利払い日を示す。

註2) 各月の、1日～10日を上旬(表中の「上」)、11日～20日を中旬(同「中」)、21日以降を(同「下」)とした。

の内に全て受戻されている。質入れ期間は最大で半年ほどであるが、これは四ヶ月とされた流質期限を超過するものである。この間、利払いを行ったのは、九ヶ月間質入れされたもののみであることから、E・Yの場合、半年程度は利払いを行わなくても、流質の対象とされなかった。これは、E・Yが一定期間の取引実績がある学生であるため、多田質店側が猶予したためであると考えられる。

E・Yが質物として活用したものの多くが書籍であり、この他に時計やネクタイピン、背広、裕、羽織などが確認できる。書籍の利用は、当該時期の学生に一般的な傾向である。これらの書籍を大別すると、『武者小路実篤全集』や『大南北全集』、『樗牛全集』、『獣人』、『ゲーテ全集』、『トルストイ全集』、『近代劇体系』、『古典劇体系』、『文学論』といった文学全集や小説、戯曲に関するものから、『銀行及金融』や『産業貿易論』、『日本経済史』、『私有財産主義』といった大学の教科書の二系統にわけることができる。

図2から、二月一四日から二五日にかけての質入れ(番号六十一)が、全て八月二日に受戻されていることが

図3 N・Y質入れ行動（1925年1月-1925年8月質入分）

年月 番号 貸金	1925年																										
	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月				
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
1: 2.50																											
2: 5.00																											
3: 2.00																											
4: 1.00																											
5: 3.00																											
6: 3.00																											
7: 1.00																											
8: 2.00																											
9: 1.00																											
10: 2.00																											
11: 2.00																											
12: 2.06																											
13: 1.50																											

典拠) 図2に同じ。

註1・2) 図2に同じ。

確認できる。これは、先述の教科書や文学全集類二三冊を質物として、三四円を借りたものであるが、受戻すと同時に、更に五冊の書籍を加え、再び質入れ（番号・二五）を行っている。同一の質物を繰り返し利用する過程で、同額の貸付金に対する質物が一定ではないことから、貸付金は取引ごとに変動していたことがわかる。これらの一連の取引を通して、E・Yは全集などの書籍を二月から二月まで多田質店に質入れしていたことになるが、こうした方法により、質置き期間の延長を行っていたといえよう。

尚、E・Yは、一九三〇年の登録情報によると、日本橋区本銀町に居住する小間物商となっていることから、慶應義塾卒業後も継続的に多田質店を利用していたといえる。

(二) N・Yの場合

N・Y（北豊島郡滝野川居住）は、E・Yと同様、当該期間中に学生であるが、一九二四年二月三〇日に利用登録を行っているため、当該期間には新規の利用客であるとみなすことができる。図3として、一九二四年九月から一九二五年八月に至る、彼の質入れ行動を示す。N・Yの場合、当該期間の内、初めの質入れが一月二六日のもの（番号・一一・二）であるため、一九二四年一二月以前の期間は割愛した。図3によると、当該期間の質入れ口数

は一三口で、貸付金額の合計は二八円五錢である。即ち、一口平均は二円一九錢となる。この内、七口（一五円五五錢）が受戻された一方で、六口（二五円五錢）が流質となっている。N・Yが利用した質物は、『刑法大要』や『憲法講話』といった教科書や、ズボンやオーバーといった衣類であり、これはE・Yと同様の傾向を示している。

図3から、受戻し若しくは流質となるまでの期間をみると、最長でも五ヶ月であることから、E・Yなどに比して短期であることがわかる。これは、N・Yが新規の利用客であるためと考えられる。つまり、多田質店では、継続的な利用者に対して、質置き期間の長期化を行っていたのである。

(三) K・Iの場合

K・I（芝区三田居住）は、一九一八年一〇月五日に学生として利用登録を行っていることから、卒業後も恒常的に多田質店を利用し続けた人物である。⁽¹³⁾ 図4として、一九二四年九月から一九二五年八月に至る、彼の質入れ行動を示す。図4によると、当該時期間の質入れ口数は一五一口で、貸付金額の合計は七八三円八〇錢である。即ち、一口平均は五円一九錢となる。この内、九三口（四〇四円）が受戻された一方で、五一口（二七五円八〇錢）が流質となっている。この他に、七口（一〇四円、番号・八〇―八六）が下谷坂本警察署に盗品として徴収されている。ここで徴収されたものは、羽織や袴、背広といった衣類と写真機である。また、盗品の疑いがあるとして、同署より保管命令を受けたもの（番号・八七）もあるが、最終的には流質となっていることから、保管命令は解除されたものと考えられる。

K・Iが質物として利用したものは、背広やオーバー、袴、羽織といった衣類や書籍類である。書籍は、

『民事訴訟原論』や『刑事訴訟法』、『保険法論』といった教科書として利用されたもの(番号・七二)や、『ノア、ノア』や『油繪獨歩記』、『立体派未来派表現』といった美術に関するもの(番号・九四)など多岐に亘るが、これらの書籍は利払いを行うこと無く、流質となるものが多く確認される。これは、衣類などに比して、日常生活上の必要性が低いためであろう。また、一九二四年一月五日に質入れされた扇風機(番号・二八)は、六月一日に利払いを行った後、七月四日に受戻されている。これに対する貸付金は六円であることから、冬季には不要とされる扇風機を質入れすることで、多田質店を倉庫として利用したものと考えられる。この場合、保管料としての利息は、先述の規定に基づき計算すると一円二〇銭となり、⁽¹⁴⁾質入れ期間内での実質的な利率は二〇パーセントである。

図4から、K・Iの質入れ期間をみると、同月内に受戻しているものがある一方で、十ヶ月以上利払いの無いものなど、長期に亘る質入れが多数確認できる。これは、多田質店が、多田質店とK・Iの取引関係が長期に及ぶことから、流質期限を明確に設定せず、猶予した結果であろう。また、一九二六年以降に流質となったものは、質入れ日に関係なく、複数の取引を五のつく日に処理している。K・Iの利用頻度を確認すると、ほとんどの月で上旬・中旬・下旬のすべての期間に質入れをしていることがわかる。このことから、K・Iは多田質店からの借入れに依拠した生活を行っていたと考えられる。

(四) M・Tの場合

M・T(芝区三田居住)は、一九一七年五月一六日に利用登録を行っており、その時点で専売局に勤務していた。図5として、一九二四年九月から一九二五年八月に至る、彼の質入れ行動を示す。図5によると、当該

表2 取引口数及び質置期間分布状況

	取引口数 (口)					質置期間分布状況 (ヶ月)				
	受戻		流質		警察 徴収	合計	受戻：利払無		流質：利払無	
	利払無	利払有	利払無	利払有			第1四分位数	第3四分位数	第1四分位数	第3四分位数
E・Y	25	0	0	0	0	25	2.5	7.5	—	—
N・Y	7	0	6	0	0	13	1.5	4.5	5.0	6.0
K・I	86	7	50	1	7	151	3.5	9.5	16.0	22.0
M・T	48	5	5	7	0	65	4.0	11.0	10.5	17.5

典拠) 図2に同じ。

註) 質置月数分布状況の質置き期間は、利息の換算期間に基づく。おどりに対する猶予期間が不明なため、月をまたぐ取引の場合は、30日以内であっても、2ヶ月と換算した。

時期間の質入れ口数は六五口で、貸付金額の合計は五三〇円七〇銭である。即ち、一口平均は八円一六銭となる。この内五三口(四八七円二〇銭)が受戻された一方で、一二口(四三円五〇銭)が流質となっている。M・Tが質物として利用していたものも、先述の事例と同様に、単物や帯、帷子、背広といった衣類や、『六法全書』や『経済学史概論』、『乃木將軍実伝』といった書籍などの他に、トランクや時計、勸業貯蓄債券十円券などが確認できる。

M・Tの場合、長期に及ぶ取引もある一方で、最短で一日といった比較的短期間で受戻を行った取引が多数ある。これは、オーバー(番号・七)や時計(番号・四一)といった身の回りの品物を質物としたもので、当座の資金調達の必要が発生したためであろう。

それでは、これらの事例を総合して検討するために、表2として、四名の受戻・流質数と、それに至る月数の分布状況を示す。E・YとN・Yは当該期間中に共に学生であるが、その質入れ行動は、大きく異なる。表2から、既に利用実績のあるE・Yには、新規登録者のN・Yに比して、質置き期間が長期化する傾向が確認できる。このような取引期間の長期化に伴う質置き期間の延長傾向は、K・IやM・Tの方がより顕著であろう。多田質店が慶應義塾に隣接していたとい

う地域的特性上、多くの学生がその利用客となっていたが、彼らは卒業後も多田質店を利用し続けていた。そのため、毎年、多くの学生を新規の利用客とできることは、一定の顧客層を確保し続けられることを意味している。但し、利用客の側から見た場合、K・IとM・Tの質入れ行動の比較からは、学生時代から利用することによる特典はないと考えられる。さらに、本稿で取り上げた四名の内、N・Y以外の三名は、一九三五年段階でも、多田質店の利用を継続していたことが確認できる。⁽¹⁵⁾ こうしたことからも解るように、質屋と利用客の関係は、十年以上に亘って継続し得るものであった。

また、図2―図5に、当日内での受戻しが確認できないことから、生活資金に困窮した利用の事例を見出すことは困難である。そのため、ここでは、低利とは言いがたい利息を長期間かつ恒常的に払い続けた上で多田質店を利用していたという実態を重視すべきであろう。即ち、井奥・鎮目、前掲論文が地域社会で果たした質屋の役割として提起した「手元流動性の提供」がなされていたと解することができよう。

三、多田質店関係者に対するオーラル・ヒストリーからの検討

本節では、本稿を含めた一連の多田質店に対する分析を、多田質店関係者に対するオーラル・ヒストリーの成果から再検討していく。⁽¹⁶⁾ ここでの検討に用いるオーラル・ヒストリーは、二〇一五年五月二七日に、井奥成彦（慶應義塾大学教授）、杉山伸也（慶應義塾大学名誉教授）、三科仁伸（慶應義塾大学大学院）の三名により、多田質店を経営した多田隆之助氏の長女である、高橋よし子氏を対象として行った、聞き取り調査の成果によるものである。高橋氏は、大正一四年の生まれで、戦後に結婚により家を出るまでは、住居を兼ねた多田

質店内で生活をしてきた。そのため、戦前期の多田質店の実態を経験的に把握しており、聞き取り調査を行う上で、適切な人物と考えられる。本節の記述のうち、特に註記のないものは、高橋氏からの聞き取りによるものである。

まずは、多田質店の店舗構造と営業動向についてみていく。多田質店の敷地は四三〇平方メートルほどであり、ここに二つの土蔵と店舗及び住居があった。三田通りに向かって手前の土蔵が二階建てであり、奥の土蔵が三階建てであった。また、奥の蔵の床下に砂利が敷いてあった。これらの土蔵の内、一方は明治期に建てられたものであるが、もう一方は江戸時代から使われていたもので、安政二年と染めこんだ幟旗があったことから、それ以前のもので考えられている。多田隆之助氏によると、「土蔵の壁土は三年もアク抜きしたと聞いた。トビラがすごい。厚さ五十センチ近いのを左右のジャバラをびしやりとかみ合わせてしめるコツが大変。なにしろ全部ドロ造りだから、へたにやるとジャバラが欠けちまう⁽¹⁷⁾」ような状態であった。そのため、新入りの使用人は、このあけたての修行からはじまった。また、盗難対策のため、土蔵の屋根は二層になっており、扉は三重であった。土蔵の設計には、質物保管の観点から、耐震及び耐火が重視されており、通風にも留意された。「倉の回りの屋根、板壁（トタンは後年張られた）は、蔵の中をいつも乾燥させるのに役立った。大震災の時、倉はビクともせず、あとで左官たちが見学にきたほど。戦災の時はわたしがやけどしそうな⁽¹⁸⁾ながら守った」ほど堅固な造りであった。尚、この敷地内で、両替商やたばこ販売店も兼営していた。

この二つの蔵の中間に店舗兼住宅があった。客間と座敷は連続していた。利用客に対応する店舗の入口には柵があり、銀行のようなテールが置かれていた。利用客が持参した質物の多くは衣類であり、これらは畳の上で丁寧にたたみ、土蔵の中で保管した。特に高価な衣類は、漆や竹の箱に入れて保管した。こうした丁寧な

保管は、シミなどが付着することによる質物の損耗を防ぐためのものである。この質物の出し入れは小僧の仕事であった。尚、多田隆之助自身は、ダイヤの鑑定に秀でていたため、こうした装飾品も質物として受け入れていた。

敷地内には、物置や女中部屋、布団部屋などがあり、住み込みの従業員が利用していた。多田質店の従業員は、平均して、番頭が二人に対して、小僧が四人から五人であった。⁽¹⁹⁾新規の利用客への対応や彼らの信用調査は、番頭の仕事であった。これらの従業員の中から、多田質店から暖簾分けをうけ、小田原や蒲田で独立して質屋業を営むものもいた。

このような多田質店を、多くの利用客は日常的に活用していたという。それは、戦前期の日本では、高利貸しを除き、他に小口での資金貸付を行う機関が存在しなかったためである。魚店などを経営していた利用客の中には、ご飯の入ったお釜をもってその日の買い付け資金を借り、商品が売れた後に受戻しに来るようなものや、同棲相手の衣類を無断で質物に入れるものもいたが、多田質店の場合、こうしたケースは限定的であった。多くの利用客は、現代のクレジットカードを利用するかのよう⁽²⁰⁾な利用を行っていた。

さらに、多田質店を倉庫代わりに利用するものもいた。そのため、質物として預かった衣類は、利用客が着替えに来ることを想定して、クリーニングに出していた。慶應義塾の学生や銀座の楽団員の中には、多田質店内で着替えを行うものが、少なからずいた。これは、地方から上京した下宿生の場合、衣類等を保管する場所を必要としていたためである。彼らの場合は、質物の担保価値限度分まで資金を借りることはなかった。⁽²¹⁾

また、流質が発生する際には、利用客の判断に任せる対応を行っていた。多田質店との記載の無い封筒を用いて流質期限が迫っていることを通知し、質入れ主に流質か利息の支払いによる継続かのいずれかを選択させ

た。こうした対応は、高橋氏の知る限り、他の質屋では行われておらず、多田質店に特有の制度であったとのことである。その結果、質流れとなった品物は、一部の例外を除き、品目ごとに、それぞれ専門の古物商に売却していたという。

次に、多田質店の客層に関してみていこう。多田質店の利用客は、その多くが近隣地域に居住する人であった。また、他の三田の質屋が庶民的な客層によっていたのに対して、多田質店は比較的裕福な客層が多く、その中でも慶應義塾の学生の利用が特徴的であったという。慶應義塾の学生の顕著な利用があった背景には、慶應義塾に隣接していたという立地条件に加えて、多田隆之助自身が慶應義塾の学生に便宜をはかっていたことも影響していよう。質屋業を営んでいた時期を、多田隆之助は「学生さんを大事にした古きよき時代だったんですねえ」と回想している。明治時代には、卒業証書を質物として、一五円を貸し付けた証文も残されていた。⁽²²⁾一般的に、学生が質物として多く活用したものは書籍類であったが、中には自宅の蔵から質物を持ち出すものもあった。彼らは他の学生を多田質店に紹介することもあり、その結果として、慶應義塾の学生の利用が一定数を占めたといえる。さらに、早慶戦で慶應義塾が優勝した際には、学生帽を窓から投げ入れて、お金を借りていく学生が多かった。これは、優勝祝賀会を行うための当座の資金が不足していたための借入であった、当時は学生帽がなければ登校できなかったことから、翌日には返済された。こうした取引は利息を発生させなかったため、多田質店側では、帳簿に記載することはなく、学生に資金を融通していたといえる。同様の事例として、某部が優勝祝賀会を銀座で開くための資金に窮乏した際には、優勝旗を質物として資金を借り入れたこともあった。

先にみたように、一九三〇年代後半以降の多田質店の貸付口数は、減少の一途をたどっている(図1)。こ

これは質屋金融の一般的な傾向と符合する。こうした当該時期の質屋金融の停滞に加えて、戦時下の多田質店では、番頭を含めた従業員が徴兵されたことで慢性的な勞働力不足に陥っていた。そのため、本来は小僧が行うべき質物の管理などを、多田隆之助夫人が代行していた。従業員の殆んどが戦死（レイテ島などで玉碎）した結果、こうした状況は戦後に至っても解消されず、その結果、多田質店は質屋業を廃業し、飲食店へと転業する。三色アイスやシロップ水（氷）、プリン、お汁粉などを提供していた。この飲食店は、多田隆之助夫人の死により廃業し、その後は、書道教室を開くなどしたが、一九七二年に土地及び建物を慶應義塾に売却した。これは、多田隆之助氏によると、「先代の遺言でね、万一手放すようなことになったら福沢先生のところへと言われてた」ためであるとされている。そのため、「間にはいった業者が『こんなに簡単にまとまった商談なんてみたことない』とびっくり」するほどであった。⁽²³⁾

高橋氏からのオーラル・ヒストリーにより明らかになった事實は、加治屋、前掲論文及び重田・三科、前掲論文による帳簿資料の分析結果、さらに本稿第二節までの検討を裏付ける内容であるといえよう。即ち、多田質店が、利用者の状況に対応した柔軟な対応を行っていたことが、経営者側の視点から確認できたといえる。流質規定を厳密に適用することなく、事前に利用客に確認を行うなど、従来の研究史の中では明らかにされえなかった実態が確認できた。また、従来その可能性が指摘されていた質屋の倉庫的利用に関しても、実際に行われていたことが確認できた。それ故、貸付金は質物の掛値限界に設定されることはないということは、質屋と利用客の関係を考える上で、極めて重要な事実である。そして、時には、衣類のクリーニングに代表されるように、質屋の営業活動の領域に制限されない活動を行っていたことは、多田質店が利用客の生活を重視した営業方針を採っていたことの証左であろう。

おわりに

以上、本稿では、多田質店を事例として、庶民金融の学生利用の実態を検討するとともに、多田質店経営者側のオーラル・ヒストリーに基づく分析を行った。その結果として明らかになった点は、以下の三点に要約されよう。第一に、多田質店は、取引期間が長期化する利用者に対して、質置き期限を既定の四ヶ月以上にするなど、柔軟な対応を行っていた。第二に、利用客の長期間に亘る恒常的な利用は、彼らが質屋から手元流動性の高い資金を調達していたことを意味していた。第三に、多田質店の側でも、利用者には利便性を提供すべく、質屋の業務範囲を超えた対応を行っていた。こうした柔軟な対応は、渋谷、前掲書などに代表されるようなこれまでの研究の中で議論が及ぶことはなかったが、質屋金融を行う上で、質店と顧客の間的人格関係が機能していたことを示している。

では、こうした事例は、近代日本の金融史の中で、どのように位置づけられるのであろうか。当該時期には、高利貸しを除けば、一般の個人を対象とした金融機関は整備されていなかった。即ち、現代におけるサラリーマン金融やクレジットカードの様に、簡便に資金を調達する手段は存在しなかったといえる。そうした中で、本稿で取り上げた具体的な質入れ行動に留意すると、質屋が人格的關係に基づき、手元流動性の提供を担っていたといえる。勿論、その利用動機は、個々人により大きく異なるものであろう。そのため、さらなる事例研究により、質屋金融とその利用客の実態を明らかにすることが、今後の課題として望まれる。

- (1) 横山源之助『日本の下層社会』、岩波文庫、一九四九年、五五頁。
- (2) 前田繁一『庶民金融』、日本評論社、一九二七年、一九六頁。
- (3) 岩井敬太郎「湯屋及質屋の視察心得（縣下各警察署巡閲の際各署員に試みたる應問の説明的訓示の一節）」、『警察協会雑誌』、第一五七号、一九一三年、四〇頁。
- (4) 渋谷隆一『庶民金融の展開と政策対応』、二〇〇一年、一八八頁。
- (5) 共同研究の成果は、「近代日本の都市庶民金融―東京市芝区T質店の研究―」、「社会経済史学」第八〇卷第三号、三頁―六〇頁として纏められており、その内容は以下の論文による。井奥成彦・鎮目雅人「近代日本の庶民金融―東京市芝区T質店の研究―」、三頁―八頁・杉山伸也「戦前期東京における質屋業の統計的分析」同前、九頁―二五頁・加治屋智実「T質店利用者の分析」、二七頁―四〇頁・重田麻紀・三科仁伸「『質物台帳』からみたT質店の業態と顧客の質入れ行動」、四一頁―六〇頁。表題中の「T質店」は、多田質店のことである。本稿での問題意識を含め、質屋金融に関する研究史に関しては、井奥・鎮目、前掲載論文を参照のこと。
- (6) 多田質店の跡地は、現在の慶應義塾大学三田キャンパス東館の一部である。
- (7) 多田質店の利用客の質入れ行動を包括的に解明するためには、職人や職工層の検討も不可避であるが、本稿では、紙幅の制約上、学生層に限定して検討を行い、他の職業階層に関しては、今後の課題としたい。
- (8) 杉山、前掲論文。
- (9) 太田屋多田質店資料「質物台帳」、各号、慶應義塾福祉研究センター所蔵（以下、同様）、K二六〇〇二四二―一―四二。史料の引用に際しては、適宜、句読点を付した。
- (10) 日本銀行調査局編集発行『質屋二関スル調査』、一九一三年、一七頁。
- (11) 利用客の職業や居住地は、太田屋多田質店資料「人名簿」、K二六〇〇二四二―四六―四八・「契約簿」、K二六〇

- 二四二―四九…「質契約之証」、K一六〇〇二四二―五〇・五二、「人名契約」、K一六〇〇二四二―五二…「質契約人名簿」、K一六〇〇二四二―五三、「人名簿」、K一六〇〇二四二―五四。
- (12) 太田屋多田質店資料「質物台帳 第六号 大正十三年」、K一六〇〇二四二―一八…「質物台帳 第七号号 大正十四年」、K一六〇〇二四二―一九。
- (13) 当該期間のK・Iの職業は不明である。
- (14) 七月四日に受戻されていることから、利子支払い猶予の対象外とみなし、利息発生期間を八ヶ月として、計算した。
- (15) 太田屋多田質店資料「質物台帳 第二十二号 昭和九年」、K一六〇〇二四二―三四…「質物台帳 第二十三号 昭和十年」、K一六〇〇二四二―三五。
- (16) 質屋に対するオーラル・ヒストリーの研究成果としては、小浜ふみ子『質屋の社会史』、愛知大学経営総合科学研究所、二〇〇〇年が挙げられる。
- (17) 「江戸のなごり『三田の質蔵』取りこわし」、『東京新聞』、一九七二年三月二九日。
- (18) 同前。
- (19) 当該時期の多田質店の従業員数を確認できる史料は存在しないが、(営業名及課税標準届)(一八九八年―一九一一年)、K一六〇〇四二四―一五一によると、明治三〇年代の従業員は四人から五人であった。
- (20) この点は、井奥・鎮目、前掲論文の指摘とも符合する。
- (21) 一般的に、家財書籍などを資金需要の切迫によらず、保管の為に質入れする場合には、「質置主ハ成ヘク借入金ヲ少額ニシ利息ノ嵩ムコトナカラシム欲スル」とされている(日本銀行調査局編集兼発行、前掲書、二五頁)。
- (22) 註(17)に同じ。
- (23) 同前。